

長崎県警察本部交通部交通機動隊の運営に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号）第8条に規定する長崎県警察本部交通部交通機動隊（以下「交機隊」という。）の効率的運用を図るため、その運営について必要な事項を定めるものとする。

2 交機隊の運営については、この訓令に定めるもののほか、交機隊隊長（以下「隊長」という。）が別に定める。

(組織)

第2条 交機隊の編成は、別表第1のとおりとする。

(活動区域)

第3条 交機隊の活動区域は、別表第2のとおりとする。ただし、隊長が別に指示した場合は、この限りでない。

(連携)

第4条 隊長は、各部長及び各所属長と常に緊密な連携を保たなければならない。

2 各部長及び各所属長は、交機隊の運用に積極的に協力するものとする。

(勤務制)

第5条 隊長、副隊長及び庶務係は、長崎県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成13年長崎県警察本部訓令第22号。以下「勤務訓令」という。）第2条第2項に規定する通常勤務とする。

2 前項に規定する以外の職員（以下「隊員」という。）は、勤務訓令第2条第3項に規定する毎日勤務とする。

3 隊長は、必要がある場合は、その状況に応じた隊員の勤務の割り振りを行うものとする。

(勤務計画)

第6条 隊長は、交機隊の活動を計画的かつ効率的に行うため、毎月の勤務計画を定めなければならない。

2 隊長は、事件事故等への対応その他特に必要があると認めるときは、当該勤務計画を変更することができる。

(報告)

第7条 隊長は、交機隊の毎月の活動概況を交通部長に報告しなければならない。ただし、特異事案については、その都度報告しなければならない。

(指揮監督等)

第8条 隊員に対する指揮監督等は、次のとおりとする。

(1) 派遣を伴わない業務においては、隊長が指揮監督する。

(2) 派遣を伴う業務においては、その事務を主管する部長又は所属長が指揮監督する。

(3) 長崎県警察の緊急配備等に関する訓令（平成27年長崎県警察本部訓令第1号）その他の規定に基づき配置された交機隊車両を運用する場合は、地域部通信指令課長その他関係する所属長が直接指揮するものとする。

(幹部会議)

第9条 隊長は、毎月1回以上、係長以上による幹部会議を開催し、行事予定その他交機隊の運営等に関して協議するものとする。

(教養訓練)

第10条 隊長は、交機隊の活動に必要な知識・技能について、隊員に対する教養訓練を実施しなければならない。

(装備)

第11条 交機隊に交通取締用四輪車及び二輪車並びに交通取締りに必要な資機材を配備する。

(交通法令違反事件)

第12条 交通法令違反事件については、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 交通法令違反事件の被疑者を逮捕したときは、関係書類及び証拠資料を添えて、当該違反場所を管轄する警察署の司法警察員に引致すること。
- (2) 前号以外の交通法令違反事件を検挙（交通反則事件の告知を除く。）したときは、所定の関係書類を作成して長崎地方検察庁等に送致（付）すること。

(交通事故)

第13条 隊員は、交通事故を現認し、又は届出を受けたときは、直ちに被害者の救護その他の応急措置を講じ、かつ、必要な現場保存等を行うとともに、速やかに、当該交通事故現場を管轄する警察署長に通報し、これを引き継ぐものとする。

2 ひき逃げ事件を認知したときは、前項の措置のほか目撃者の発見に努めるなど、被疑者検挙に必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(交通法令違反事件以外の事案の処理)

第14条 隊員は、次に掲げる事案を取り扱った場合は、必要な措置を執った後、関係書類及び証拠資料とともに、速やかに、当該事案を管轄する警察署長に通報し、これを引き継ぐものとする。

- (1) 交通法令違反事件以外の被疑者を逮捕し、又は現行犯人の引渡しを受けたとき。
- (2) 急訴事件を取り扱ったとき。
- (3) 遺失・拾得物その他引継ぎを必要とする事案を取り扱ったとき。

附 則

この訓令は、平成13年3月21日から施行する。

附 則（平成17年長崎県警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（「、東長崎」を削り、「大瀬戸」を「西海」に改める部分に限る。）は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年長崎県警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年長崎県警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成18年3月24日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（「、国見」を削り、「口之津」を「南島原」及び「小浜」を「雲仙」に改める部分に限る。）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年長崎県警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成20年3月27日から施行する。

附 則（平成21年長崎県警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年長崎県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成24年3月15日から施行する。

附 則（平成27年長崎県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成27年3月13日から施行する。

附 則（平成31年長崎県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年長崎県警察本部訓令第13号）  
この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年長崎県警察本部訓令第 9 号）  
この訓令は、令和 3 年 3 月 19 日から施行する。